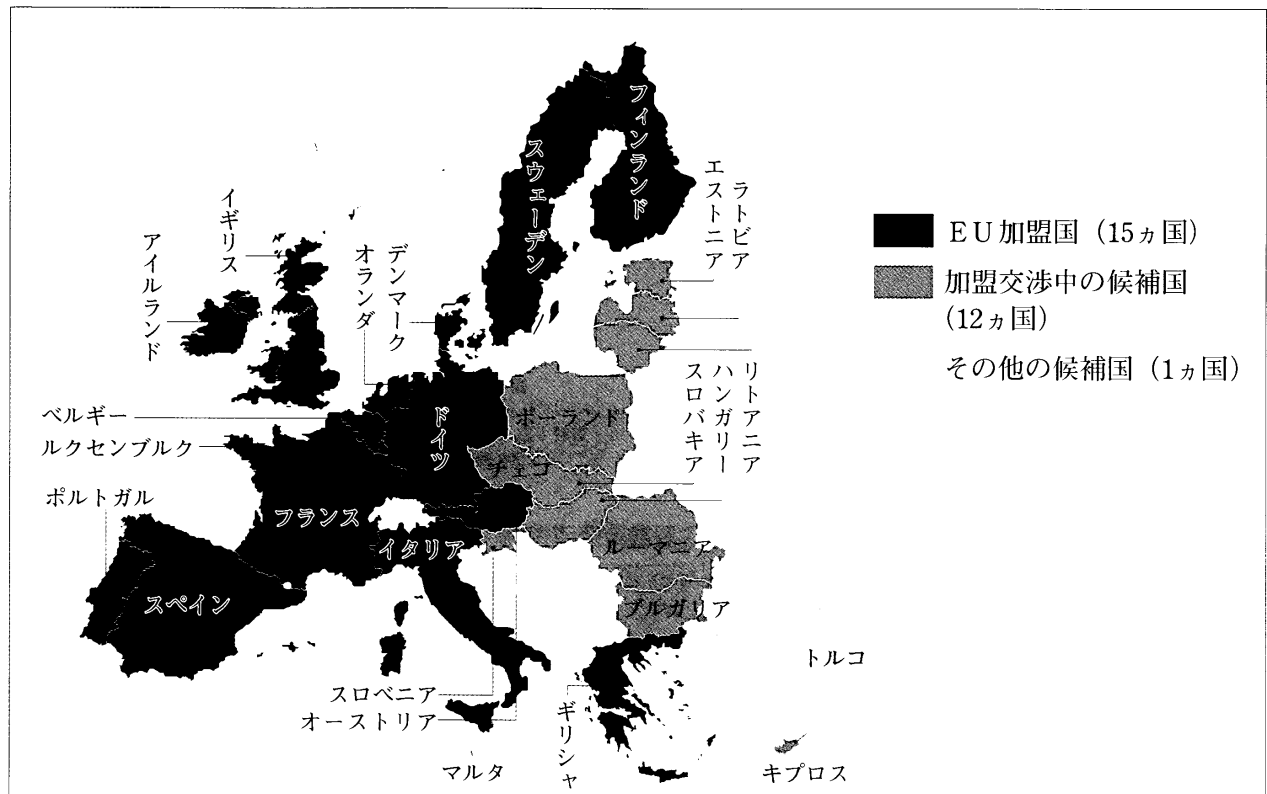


EU15カ国（ユーロ参加国を区分）＋加盟交渉中の13カ国



2. 農・畜産業の概況

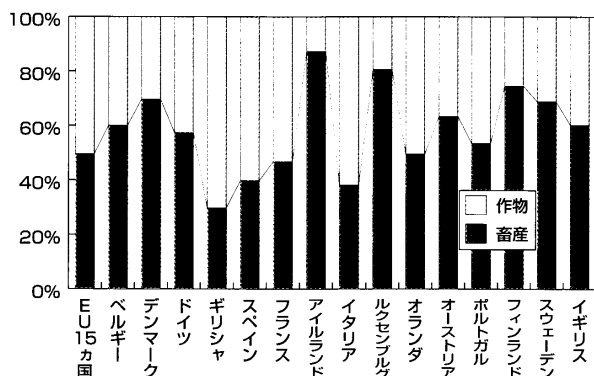
EUは、加盟15カ国全体で1億2,869万ヘクタール（98年）の農用地面積を有し、農業経営体数は699万戸（98年）、1戸当たりの農用地面積は、17.4ヘクタール（97年）である。

GDPのうち農業生産の占める割合は年々低下しており、98年にはわずか1.5%となった。また、労働人口に占める割合も4.7%（98年）と、他の先進国と同様に、その比率は高くない。最終農業生産額は2,134億7千万ECU（98年）となり、前年を1.9%下回った。このうち、約半分に相当する1,056億1千万ECU（最終農業生産額全体の約49%）を畜産が占めており、EU農業の主要部門となっている。畜産の内訳を見

ると、生乳が384億6千万ECU（同約18%）、牛肉・子牛肉が214億5千万ECU（同約10%）、豚肉が212億7千万ECU（同約10%）、卵・家きんが165億9千万ECU（同約8%）である。

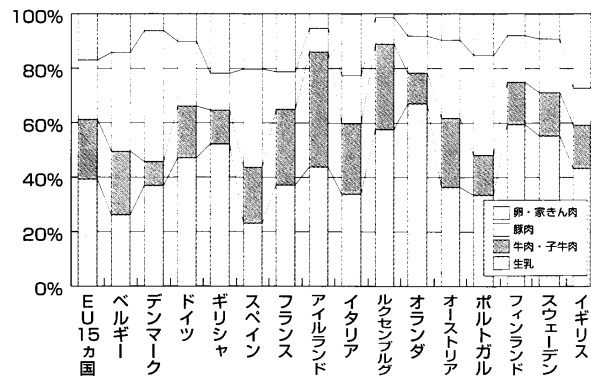
99年の農業経済を見ると、農産物全体の生産者価格（実質）は、前年を4.5%下回った。畜産部門は前年比5.7%安となったが、特に、生産過剰による急速な需給緩和により、98年末に記録的な安値となった豚肉価格が引き続き低迷し、99年後半に回復の兆しが見えたものの前年を9.4%下回った。また、ベルギーで発生した飼料のダイオキシン汚染の影響で、鶏肉価格も前年を8.5%下回った。この結果、農業所得（実質）は、前年を約4%下回り、96年に最近20年来の高値を記録した後、3年連続の下落となった。

図 1 農業最終生産額に占める畜産のシェア(1998年)



資料：EU委員会「The Agricultural Situation in the European Union 1999 Report」

図 2 畜産最終生産額に占める畜種別のシェア(1998年)



資料：EU委員会「The Agricultural Situation in the European Union 1999 Report」

表 2 主要農業経済指標

区分	農用地面積 (千ヘクタール)	農業労働人口 (千人)	農業経営体数 (千戸)	1戸当たり 農用地面積 (ヘクタール)	最終農業生産額 (百万ECU)
国名	1998	1998	1997	1997	1998
ベルギー	1,383	86	67	20.6	6,247
デンマーク	2,689	99	63	42.6	6,199
ドイツ	17,160	988	534	32.1	32,043
ギリシャ	3,499	704	821	4.3	8,834
スペイン	25,630	1,041	1,208	21.2	26,624
フランス	28,331	993	680	41.7	46,187
アイルランド	4,342	149	148	29.4	4,430
イタリア	14,833	1,293	2,315	6.4	35,694
ルクセンブルグ	127	5	3	42.5	183
オランダ	2,011	246	108	18.6	16,283
オーストリア	3,415	235	210	16.3	3,553
ポルトガル	3,822	654	417	9.2	3,935
フィンランド	2,172	155	91	12.7	2,147
スウェーデン	3,109	121	90	34.7	3,252
イギリス	16,169	463	233	69.3	17,838
EU15カ国	128,691	7,083	6,989	18.4	213,467

資料：EU委員会「The Agricultural Situation in the European Union 1999 Report」

EU委員会が2000年以降の共通農業政策（CAP）を決定

2000年以降のEUにおける農業の方向性を示す共通農業政策（CAP）改革案が99年3月、EUの実質的な最高意志決定機関であるEU首脳会議（ベルリン・サミット）において合意に達した。これにより、新政策パッケージ案である「アジェンダ2000」がEU委員会により公式提案された97年7月以来、足かけ3年にわたり続けられてきた改革議論は、一応の決着をみた。

CAPは、農産物に関する共同市場を創設し、生産の合理的な発展、農業生産性の向上などを目的として実施されている域内共通の農業政策であり、共通市場政策が完成した68年から本格的に実施され、これまで3次（84年、88年、92年）にわたる改革が実施されてきた。

今回の改革は、次期世界貿易機関（WTO）交渉の開始および中東欧諸国のEU加盟を控え、EU産農産物の域内価格を引き下げ、国際的な競争力を強化することを主要な目的としている。そして、前回（92年）のCAP改革の方向性を踏襲し、価格支持から直接所得補償への一層の転換が図られている。WTO協定に基づく国内支持の削減約束対象とされていない一連の奨励金制度（直接所得補償）が維持拡充されただけでなく、直接所得補償の交付条件に環境保護条件を一層取り入れ、不適格な生産者への支払いを減額・停止するなど、環境対策が強化された。

また、これまで原則としてEU全域で一律だった奨励金単価について、加盟国の実状に合わせ、各国ごとの裁量で上乘せ支払いが可能になるなど、加盟国への分権化も進められた。畜産関係の要点は以下の通り。

1. 牛肉分野の改革

支持価格を2000年度から3年間で20%引き下げ、3年目以降、通常介入を廃止し、民間在庫補助に移行する。その代償として、直接所得補償制度を充実（奨励金単価の引き上げおよびと畜奨励金の新設など）させる。

2. 酪農分野の改革

(1) 介入買い入れ価格を引き下げ（2005～07年度に、バターおよび脱脂粉乳で15%）、代償として、乳牛奨励金の新設など直接所得補償制度を導入する。

(2) 生乳生産クォータの2007年度までの延長と増枠（2005～07年度で加盟国一律に1.5%増。ただし、イタリアなど5ヵ国については、2000～01年度に追加配分）を行う。なお、イギリスなどクォータ制度の廃止を求める加盟国もあり、2003年に制度の存続について再度協議されることとなった。

3. 環境保護条件の設定

直接所得補償の支払条件（クロスコンプライアンス）として、加盟国ごとに環境保全上適当と思われる措置の規定を義務付け、この条件に違反した場合は、支払いを減額または停止する。

4. モデュレーション

農家が受領する直接所得補償支払総額の上限などの一定基準を逸脱した場合、支払総額の20%を上回らない範囲で支払いを減額することができる。